

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柴田町長 滝口 茂

市町村名 (市町村コード)	柴田町 (043231)
地域名 (地域内農業集落名)	海老穴地区 (海老穴)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・兼業農家が多い地区で、近年では離農者も増え続けており後継者も不足している状態である。10年後は現在よりも離農・規模縮小して農地を貸したい地権者が増える傾向になると予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・海老穴地区は水稻を中心に地区内の担い手が数名と入作の農業法人の2経営体を中心に耕作している。しかし、10年後には地区内の担い手は80歳を超える年齢層になるため、地区外の担い手も含めた経営体に農地の集積を図る方針も検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域を基本として、その中でも農業の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状態等を勘察し農地の活用を促進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
・海老穴地区で耕作している担い手を中心にできる限り集積・集約化を進めていく。なお、将来的には集積・集約化を地区外の法人も含めた担い手に行うことも検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・現在の賃貸借の状況を把握し、将来の経営農地の集約化を目指し、原則として農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ほ場整備の計画がない地区ではあるが、農地の集積・集約化を少しずつでも推進するため、部分的でも耕作条件改善(農道拡幅、畦畔撤去)を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・基本的には、海老穴地区の担い手で耕作していくが、新規就農者や後継者の確保・育成を進めながら、地区外の法人も含めた担い手も検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業協同組合等からの協力を得ながら、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう地域ぐるみで電気柵を設置しているが、老朽化も進んでいるため、電気柵の更新やより効果の高い鳥獣防止手段の導入を検討する。
- ②環境に配慮した農業である環境保全米の取組を推進する。
- ⑦地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地区住民の話合いにより相互に連携協力し、適切に保全管理する。